

福 議 委 号  
令和6年12月 日

福島町議会議長 溝部 幸基 様

総務教育常任委員会  
委員長 藤山 大

所管事務調査報告書の提出について

令和6年9月18日福島町議会定例会9月会議において決定した、休会中の所管事務調査を終えたので、会議条例第148条の規定により、下記のとおり報告する。

記

調査事件	7 津波避難対策計画・津波避難対策緊急事業計画の策定について	8 定住促進住宅管理条例の制定について
調査期間	令和6年11月26日	
出席委員	委員長 藤山 大 委員 木村 隆 委員 平野 隆雄	副委員長 熊野 茂夫 委員 杉村 志朗 委員 溝部 幸基
委員外委員	議員 佐藤 孝男 議員 平沼 昌平	議員 小鹿 昭義
出席説明員	町長 鳴海 清春 総務課長 小鹿 浩二 総務課長補佐 阿部 孝憲	町長 鳴海 清春 企画課長 村田 洋臣 企画係長 福井 理央
議会事務局職員	事務局長 鍋谷 浩行 会計年度職員 熊谷 治子	係長 山下 貴義

## [委員会意見]

### 調査事件 7 津波避難対策計画・津波避難対策緊急事業計画の策定について

(令和6年11月26日調査)

令和4年5月に「日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震に係る地震防災対策の推進特別措置法」が改正され、当町は令和4年9月に「特別強化地域」に指定されております。

「特別強化地域」に指定された市町村は、「津波避難対策緊急事業計画」を作成することで、各種防災避難施設等を整備する際の国の負担割合が嵩上げされることから、町では令和7年度の「津波避難対策計画」「津波避難対策緊急事業計画」策定に向けた基礎調査を今年度実施しており、このたび、基礎調査の進捗状況等について資料が示されたことから、その内容を調査したので、調査結果を報告する。

#### 【論点とした調査項目・意見】

町より示された「津波避難対策計画・津波避難対策緊急事業計画の策定」に係る基礎調査の状況等については一定の理解をしたが、次の事項について検討されたい。

#### 1 計画策定の方向性について

##### (1) 避難場所等の新設

計画策定にあたっては、まずは、東日本大震災の教訓から津波の届かない高台等に避難することが重要であり、一時避難所の整備を主眼に進められたい。

##### (2) 避難経路、避難路の整備

地震が発生した際、当町の津波到達想定時間は30～50分とのことであり、町民の大半は車での避難を選択すると想定されるので、避難場所までの経路等についても混乱(渋滞)を回避できるよう検討が必要と思慮する。

避難路の整備等については、基礎調査で作成したカルテを基に町内会等と協議を行うとのことだが、示されたカルテの様式では情報が分かりづらいので、解りやすくより簡潔な内容とすべきと思慮するので検討されたい。

以前から意見として述べているように、避難路の整備等にあたっては冬期間の対応が最大の課題であり、緊急事業計画策定にあたっては、各町内会の意見を踏まえて充分検討されたい。

#### 2 町民への情報周知について

今回の策定計画では特定の地震を対象としており、事業の実施は早くても令和8年度以降になると考えられるが、今年元日の能登半島地震を見ても災害は何時起きてもおかしくなく、災害時の避難行動等の意識付けのためには情報を繰り返し町民へ周知することが重要であり、改めて町民へ解りやすい防災パンフレットを配布することを検討されたい。その際には今回想定している地震以外に、過去の事例も示すなど危機意識の醸成を促す工夫をし作成されたい。

## [委員会意見]

### 調査事件 8 定住促進住宅管理条例の制定について

(令和6年11月26日調査)

町は、子どもを安心して生み育てる住環境を整備することで子育て世帯の定住促進を図るべく「定住促進住宅整備計画」を策定、令和3年度に住宅用地造成工事を行い、今年、定住促進住宅1棟を建設しております。

この度、令和7年4月から供用を始める定住促進住宅の入居要件等を定めた管理条例案と、定住促進住宅の今後の整備予定について資料が示されたことから、その内容を調査したので、調査結果を報告する。

#### 【論点とした調査項目・意見】

町より示された定住促進住宅の入居対象世帯や家賃等の設定の考え方については、一定の理解をしたが、次の事項について検討されたい。

なお、新たに制定する管理条例について、条文中に同一の名称、条文の重複等が多く見られることから、内容を整理して提案されたい。

#### 1 入居対象世帯の設定について

定住促進住宅の入居資格を高校生以下の子どもを養育し同居している子育て世帯とし、大学生は対象外としているが、子育てにおいて一番負担が大きくなるのは高校進学から大学卒業までの期間であり、子育てを支援する観点から入居資格を設定するのであれば、高校生以下の子どもの養育・同居が原則としても、子どもが大学に進学した場合は大学生を養育する世帯も対象にする配慮も必要と思慮するので検討されたい。